

第1章 計画の策定について

第1 策定の経緯

1 教育振興基本計画の策定

平成18年12月に、教育基本法が制定から約60年を経て初めて改正されました。改正教育基本法では、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子・高齢化、家族のあり方など、教育をめぐる状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念を継承しつつ、「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」など教育の目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が示されました。

その教育の基本理念の実現に向けて、今後10年間を通じてめざすべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間に取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成20年7月に、政府は「教育振興基本計画」を策定しました。地方公共団体は、その「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じて、独自の計画を定めるよう努めることとされています。

2 大阪市の教育に関する現行の計画

本市では、学校教育については、平成12年8月に「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざして - 大阪市教育改革の基本方向 - 」を策定し、未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」の育成をめざした、中・長期的な展望に立った教育改革の方向性を明らかにしました。それを踏まえ、平成14年2月には「大阪市教育改革プログラム - 未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざして - 」を策定し、平成14年度から10年間で取り組むべき教育改革の具体的な内容として、「豊かな人間性を育む教育」、「社会の変化に対応する教育」、「『大阪らしさ』を生かした教育」を3つの重点目標に設定し、その実現に向けた支援を充実することとしたところです。

そのような中で、平成19年4月及び平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査では、2年連続して本市は平均正答率が全国平均を下回るなど、子どもの学力向上が喫緊の課題であることが明らかになりました。また、教育基本法や学校教育法の改正を受け、平成20年3月に、新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が公示され、「生きる力」をはぐくむという基本理念を継承しながら、その理念を実現するための具体的な手立てを確立する観点から、授業時数の増加などの改訂が行われました。

このような状況の変化を踏まえ、これまでの施策の検証と課題の分析を行った上で、平成20年12月に「大阪市教育改革プログラム 重点行動プラン2008-2011」(以下「重点行動プラン」といいます。)を策定し、「大阪市教育改革プログラム」の施行期

間の残り4年間（平成20～23年度）で集中的に取り組む内容、とりわけ学力向上に関する取組を中心に重点化して示し、本市の状況や課題を教職員・保護者・市民と共有することで、学校園・家庭・地域が一体となって社会全体で子どもの教育に取り組んでいます。

また、生涯学習については、平成18年1月に「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」を策定し、平成18年度からの10年間で進めるべき生涯学習施策の基本的な方向性として、「自律と協働の生涯学習社会」をめざし、市民が地域団体、NPO、企業、行政などと協力して取り組むことを示したところであり、その実現に向けて関係施策を総合的に推進しています。

3 「大阪市教育振興基本計画」の策定

このように、本市では、学校教育は「大阪市教育改革プログラム」に、生涯学習は「生涯学習大阪計画」にそれぞれ基づき関連施策を推進しているところですが、学校園・家庭・地域がそれぞれの教育力を高めながら、NPOや企業、行政などと協力して社会総がかりで学校教育や生涯学習に取り組むことがますます重要になっている現在において、国の「教育振興基本計画」のような、教育施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する必要があります。

更に、「大阪市教育改革プログラム」の施行期間は平成23年度までであり、それに代わる新しい学校教育に関する計画を策定する時期が迫っており、その計画は、平成23年度からの小学校学習指導要領の全面実施（中学校学習指導要領は平成24年度から）を見据えて策定する必要があります。

以上のことを踏まえ、学識経験者、民間有識者、市民代表及び公募委員の計12名で構成した大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の意見を活用し、パブリックコメントを通じた市民の皆様の幅広いご意見を反映しながら、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、大阪市における教育振興基本計画を策定いたしました。

第2 計画の概要について

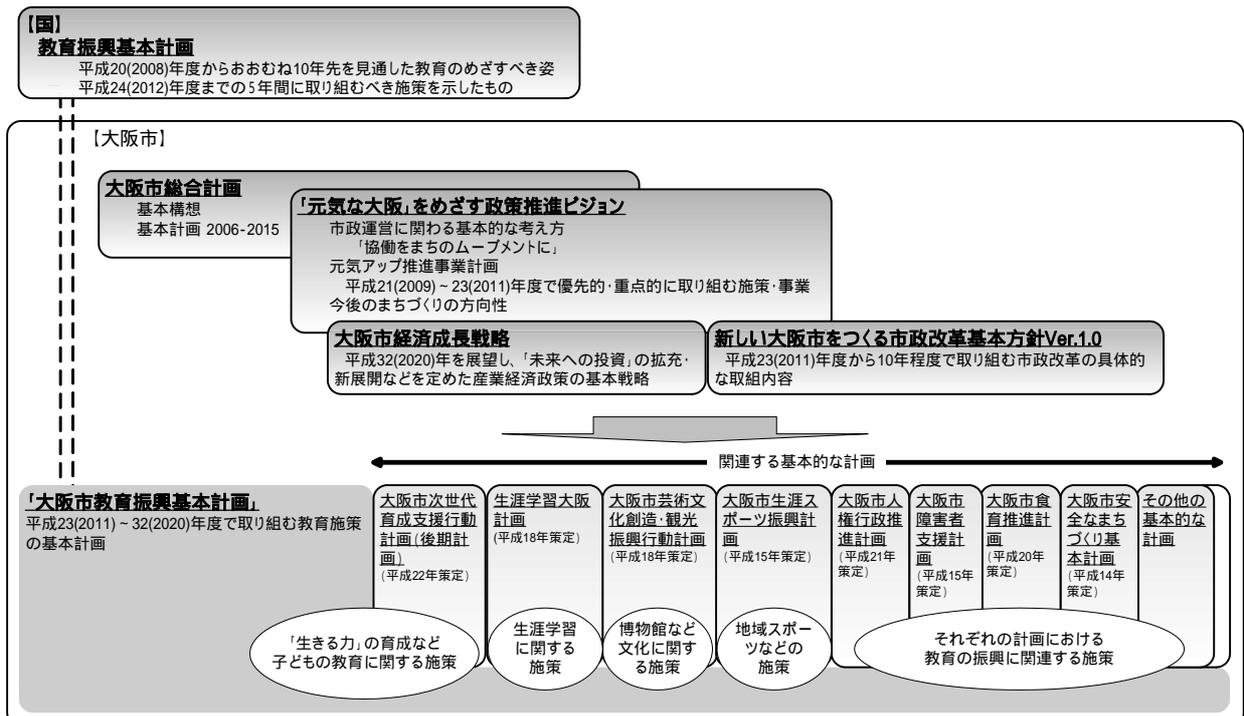
1 計画の位置付け

この計画は、教育基本法に規定された教育の目的や理念等を具体化するため、同法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものであるとともに、本市においては、「大阪市基本構想」(平成17年3月市会議決)で明らかにされた将来像をめざすための教育に関する施策の体系を示したものです。

その策定にあたっては、「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」(平成20年度策定)や「大阪市経済成長戦略」(平成22年度策定)(仮称)「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針 Ver.1.0」(平成22年度策定)で示された基本的な考え方を踏まえ、本市における子どもの教育の具体的なプランである「大阪市教育改革プログラム」の理念を継承するとともに、生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示した「生涯学習大阪計画」と理念を共有しながら、教育を取り巻く環境の変化を見据え、これまでの教育施策の成果と課題を検証して策定しました。

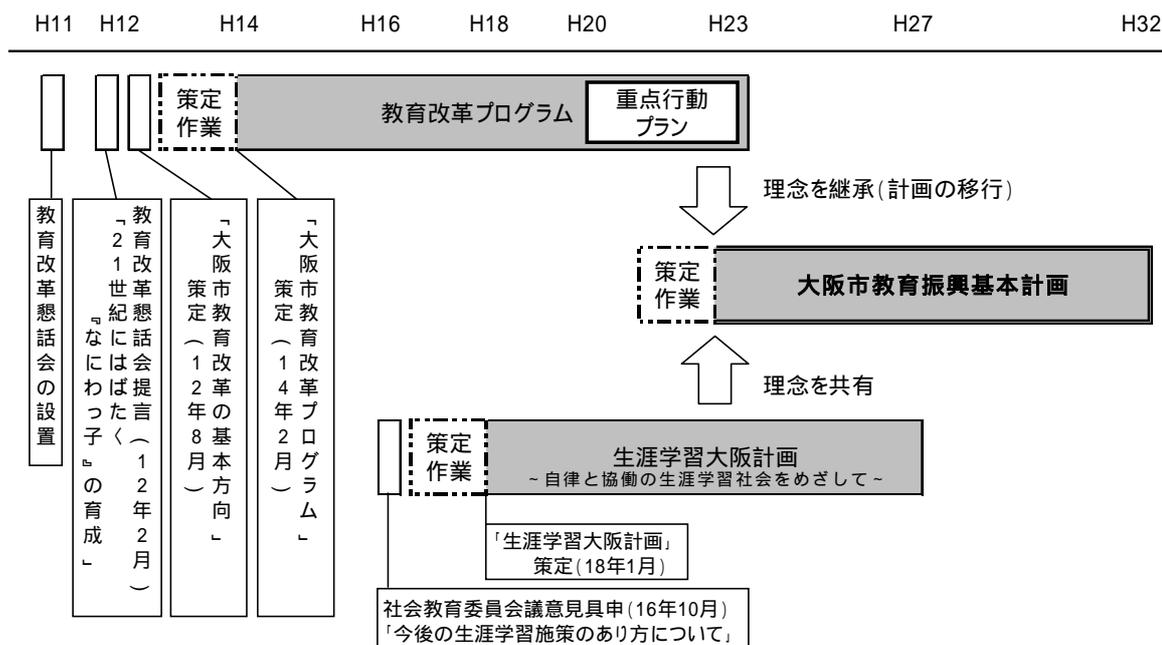
この計画は、教育施策をその対象範囲とします。教育施策に関連する他の施策は、それぞれの施策体系を定めた計画に基づくものであり、これらの計画と整合性を図りながら、教育の観点からも重点的に取り組むべき施策について、この計画にも位置付けるようにしました。

教育施策を推進するにあたっては、教育施策に関連する他の施策も含めて、本市の関係局室区はもちろんのこと、学校園、家庭、地域団体、NPO、企業などが、各計画の理念やめざすべき方向性を共有し、それぞれの役割と責任を自覚しながら相互に連携し協力していくことが前提となります。



2 計画の期間

この計画は、本市が平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間に取り組むべき基本的な施策について定めたものです。なお、「大阪市教育改革プログラム」は平成 14 年度から 10 年間に施行期間としていますが、平成 23 年度に新しい小学校学習指導要領が全面実施されることに鑑み、同プログラムを 1 年切り上げてこの計画に移行することとします。



3 計画の構成

この計画では、国の「教育振興基本計画」を参酌し、今後 10 年間を見通した本市の教育の方向性を示した上でその方向性に沿って今後 5 年間で取り組むべき施策を盛り込みました。

今後 10 年間を見通した本市の教育の方向性については、「めざすべき目標像」、目標像をめざして進める上で教育に携わる人々が共有すべき「基本となる考え方」、目標像に向けての道筋となる「施策の基本方向」を示しました。

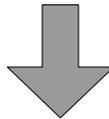
今後 5 年間に取り組むべき施策については、基本方向ごとに施策をまとめ、施策のまとめごとに、「現状と課題」を踏まえた上で、施策の方向を示す「施策目標」を設定し、その実現に向けて取り組むべき「施策の内容」を挙げています。そして、施策を実施するにあたり、達成に向けて取り組む指標として「27 年度までの目標」を設定しています。

なお、それぞれの施策における具体的な取組については、この計画を踏まえ、年度ごとに、施策の選択と集中の取組方向を一体的に示す「教育委員会事務局運営方針」や、学校園の教育実践を進めるよりどころである「学校教育指針」などを策定し、それらに基づき取り組んでいくこととします。

大阪市教育振興基本計画

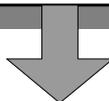
今後10年間を見通した大阪市の教育の方向性

現状と課題
めざすべき目標像
基本となる考え方
施策の基本方向



今後5年間に取り組むべき施策

施策のまとめごとにより…
現状と課題
施策目標
施策の内容
27年度までの目標



各年度の具体的な取組

教育委員会事務局
運営方針

学校教育指針